| 処分の概要         | 中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定     |  |
|---------------|-------------------------|--|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中心市街地の活性化に関する法律 第22条第1項 |  |
| 法令番号          | 平成10年法律第92号             |  |

### 【基準】

法第23条の規定による。

(認定の基準)

- 第23条 市町村長は、前条第1項の認定(以下この条から第29条までにおいて「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。
  - (1) 第9条第2項第4号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。
  - (2) 良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。
  - (3) 都市福利施設(居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下この号及び第7号において同じ。)の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。
  - (4) 共同住宅が地階を除く階数が3以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、 当該建築物の敷地面積が国土交通省令で定める規模以上であること。
  - (5) 住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。
  - (6) 住宅の規模、構造及び設備が、当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省 令で定める基準に適合するものであること。
  - (7) 共同住宅の建設の事業(当該事業と併せて都市福利施設の整備を行う場合には当該都市福利施設の整備に関する事業を含む。)に関する資金計画が、当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - (8) 住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 賃貸住宅の賃借人の資格を、次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。
      - (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
      - (2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
    - ロ 賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。
    - ハ 賃貸住宅の賃借人の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
    - ニ 賃貸住宅の管理の方法が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
    - ホ 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。
  - (9) 住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 分譲住宅の譲受人の資格を、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としている ものであること。
      - (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
      - (2) 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

- (3) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
- ロ 分譲住宅の価額が、近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。
- ハ 分譲住宅の譲受人の募集及び選定の方法並びに譲渡の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
- 二 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が、建築基準法(昭和25年 法律第201号)第69条又は第76条の3第1項の規定による建築協定の締結により行われる ものであることその他の国土交通省令で定める基準に従って行われるものであるこ と。

| 標準処理期間 | 30日 |  |
|--------|-----|--|
|--------|-----|--|

備考



| 処分の概要         | 認定計画の変更認定               |  |  |
|---------------|-------------------------|--|--|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中心市街地の活性化に関する法律 第25条第1項 |  |  |
| 法令番号          | 平成10年法律第92号             |  |  |

# 【基準】

法第25条の規定による。

(認定計画の変更)

- 第25条 計画の認定を受けた者(次条から第31条まで及び第81条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第22条第1項の計画(第28条及び第31条において「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。
- 2 前2条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

 標準処理期間
 20日

 備考



| 処分の概要   | 地位の承継の承認             |  |  |
|---------|----------------------|--|--|
| 法令名根拠条項 | 中心市街地の活性化に関する法律 第27条 |  |  |
| 法令番号    | 平成10年法律第92号          |  |  |

# 【基準】

法第27条の規定による。

(地位の承継)

第27条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

標準処理期間 30日

備考



| 処分の概要         | 中心市街地整備推進機構の指定          |  |  |  |
|---------------|-------------------------|--|--|--|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中心市街地の活性化に関する法律 第61条第1項 |  |  |  |
| 法令番号          | 平成10年法律第92号             |  |  |  |

# 【基準】

法第61条第1項の規定による。

(中心市街地整備推進機構の指定)

第61条 市町村長は、営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実 に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下 「推進機構」という。)として指定することができる。

標準処理期間 30日

備考

| 処分の概要         | 商店街整備計画の認定       |  |
|---------------|------------------|--|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小小売商業振興法 第4条第1項 |  |
| 法令番号          | 昭和48年法律第101号     |  |

#### 【基準】

法第4条第1項及び政令第2条の規定による。

(高度化事業計画の認定等)

第4条 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。)は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

(商店街整備計画の認定の基準)

- 第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
  - (2) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、法第2条第1項第2号の2又は第3号から第5号までのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
  - (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
  - (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
  - (5) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が3分の2以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の2分の1以上(経済産業省令で定める場合にあつては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者)が当該事業に参加すること。

| 標準処理期間 | 30日 |
|--------|-----|
| 備考     |     |

| 設定年月日 | 令和4年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |  |
|-------|----------|---------|---|---|---|--|

| 処分の概要         | 店舗集団化計画の認定   |  |
|---------------|--------------|--|
| 法 令 名 根 拠 条 項 |              |  |
| 法令番号          | 昭和48年法律第101号 |  |

# 【基準】

法第4条第2項及び政令第3条の規定による。

(高度化事業計画の認定等)

### 第4条

2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業(当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。)について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

(店舗集団化計画の認定の基準)

- 第3条 法第4条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会(次号及び第5号において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
  - (2) 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
  - (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
  - (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
  - (5) 当該事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。

| 標準処理期 | 30 | 日 |  |  |  |
|-------|----|---|--|--|--|
| 備考    |    |   |  |  |  |
|       |    |   |  |  |  |

| <b>設 定 年 月 日</b> | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |  |
|------------------|---------|---|---|---|--|
|------------------|---------|---|---|---|--|

| 処分の概要   | 共同店舗等整備計画の認定     |  |
|---------|------------------|--|
| 法令名根拠条項 | 中小小売商業振興法 第4条第3項 |  |
| 法令番号    | 昭和48年法律第101号     |  |

#### 【基準】

法第4条第3項及び政令第4条の規定による。

(高度化事業計画の認定等)

#### 第4条

- 3 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売 商業者は、当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める 事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備 計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基 準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
  - (1) 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗 又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備(以下こ の項及び第8項において「共同店舗等」という。)の設置の事業
  - (2) 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備(次号において「店舗等」という。)の設置の事業
  - (3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の 額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次 に掲げる事業
    - イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社 (合併後存続する会社を含む。)の店舗等の設置の事業
    - ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のため の共同店舗等の設置の事業
  - (4) 2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業 (共同店舗等整備計画の認定の基準)
- 第4条 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第1号に掲げる組合が作成する共同店舗等 整備計画については、次のとおりとする。
  - (1) 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
  - (2) 当該組合の組合員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
  - (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
  - (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
  - (5) 当該組合の組合員であつて中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。
  - (6) 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。
- 2 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第2号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備

計画については、次のとおりとする。

- (1) 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
- (2) 当該組合が中小小売商業者であること。
- (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
- (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (5) 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
- (6) 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。
- 3 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第3号に掲げる中小小売商業者が当該合併又は 出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画及び同項 第4号に掲げる会社が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。
  - (1) 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が 経済産業省令で定める数以上であること。
  - (2) 出資により設立される会社又は法第4条第3項第4号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が10分の7以上であること。
  - (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
  - (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
  - (5) 法第4条第3項第3号イに定める事業にあつては、同号イに規定する会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
  - (6) 法第4条第3項第3号ロに定める事業又は同項第4号に定める事業にあつては、当該共同店舗が主として同項第3号ロに規定する会社若しくはその会社に出資しようとする中小小売商業者又は同項第4号に掲げる会社若しくはその会社に出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。
  - (7) 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

| 標準処理期間 |    | 1      | 30日 |                  |                   |   |   |   |
|--------|----|--------|-----|------------------|-------------------|---|---|---|
| 備考     |    |        |     |                  |                   |   |   |   |
|        |    |        |     |                  |                   |   |   |   |
|        |    |        |     |                  |                   |   |   |   |
|        |    |        |     |                  |                   |   |   |   |
|        | Æ  | _      |     | △ fn 4 左 4 日 1 □ | <b>具</b> 级杰西左 🛭 🗆 | 左 | П | п |
| 設定     | 平. | 月<br>一 |     | 令和4年4月1日         | 最終変更年月日           | 年 | 月 | 日 |

| 処分の概要         | 商店街整備等支援計画の認定    |
|---------------|------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小小売商業振興法 第4条第6項 |
| 法令番号          | 昭和48年法律第101号     |

#### 【基準】

法第4条第6項並びに政令第7条及び第8条の規定による。

(高度化事業計画の認定等)

#### 第4条

6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

(特定会社の要件)

第7条 法第4条第6項の政令で定める要件は、中小企業者以外の会社(以下この条及び次条において「大企業者」という。)の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満であること(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満となることが確実と認められること)とする。

(商店街整備等支援計画の認定の基準)

- 第8条 法第4条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
  - (2) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
  - (3) 法第4条第6項の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
    - イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の3分の2以上が中小企業者であること。
    - ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。
    - ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定 会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特 定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。
  - (4) 共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
    - イ 当該共同店舗において事業を営む者の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

# 十和田市 法適用申請に対する処分個票

|        | :同店舗のうち小売業に属する<br>斉産業省令で定める面積以上で |         | 部分の床面 | 積が第4億 | 条第1項第 |
|--------|----------------------------------|---------|-------|-------|-------|
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
| 標準処理期間 | 30日                              |         |       |       |       |
| 備考     |                                  |         |       |       |       |
|        |                                  |         |       |       |       |
| 設定年月日  | 令和4年4月1日                         | 最終変更年月日 | 年     | 月     | 日     |



| 処分の概要         | 高度化事業計画変更の認定        |
|---------------|---------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小小売商業振興法施行令 第9条第1項 |
| 法令番号          | 昭和48年政令第286号        |

### 【基準】

政令第9条第1項の規定による。

(認定計画の変更等)

第9条 法第4条第1項から第6項までの規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくは第4項第2号に規定する会社又は同条第6項に規定する特定会社は、同条第1項から第6項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(次項において「認定計画」という。)の変更をしようとするときは、当該変更が第2条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣(法第4条第4項又は第5項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣)の認定を受けなければならない。

標準処理期間 30日

備考

| 処分の概要         | 先端設備等導入計画の認定       |
|---------------|--------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小企業等経営強化法 第52条第1項 |
| 法令番号          | 平成11年法律第18号        |

### 【基準】

法第52条の規定による。

(先端設備等導入計画の認定)

- 第52条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。) をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 2以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該2以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
- 3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 先端設備等の種類及び導入時期
  - (2) 先端設備等導入の内容
  - (3) 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の 各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
  - (1) 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。
  - (2) 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 特定市町村は、第1項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知 しなければならない。

| 標準処理期間 | 30日 |
|--------|-----|
| 備考     |     |

| <b>設 定 年 月 日</b> | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |  |
|------------------|---------|---|---|---|--|
|------------------|---------|---|---|---|--|

| 処分の概要   | 先端設備等導入計画の変更の認定    |
|---------|--------------------|
| 法令名根拠条項 | 中小企業等経営強化法 第53条第1項 |
| 法令番号    | 平成11年法律第18号        |

# 【基準】

設定年月日

法第53条第1項の規定による。

(先端設備等導入計画の変更等)

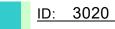
- 第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。) は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定める ところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。
- 2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の 規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」 という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すこ とができる。
- 3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。
- 5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。

令和4年4月1日

| 標準処理期間 | 30日 |
|--------|-----|
| 備考     |     |
|        |     |
|        |     |

最終変更年月日

年



| 処分の概要         | 他の事業の実施の承認              |
|---------------|-------------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小企業等協同組合法 第9条の2第7項ただし書 |
| 法令番号          | 昭和24年法律第181号            |

### 【基準】

法第9条の2第7項ただし書の規定による。

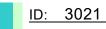
(事業協同組合及び事業協同小組合)

#### 第9条の2

7 第1項第3号の規定により共済事業(組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は組合員たる組合が共済事業を行うことによって負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合(以下「特定共済組合」という。)は、同項の規定にかかわらず、共済事業及びこれに附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

標準処理期間 30日

備考



| 処分の概要   | 事業の利用の認可                                      |
|---------|---|
| 法令名根拠条項 | 中小企業等協同組合法 第9条の2の3第1項(第9条の9第5項において準用する場合を含む。) |
| 法令番号    | 昭和24年法律第181号                                  |

### 【基準】

法第9条の2の3第1項の規定による。

(組合員以外の者の事業の利用の特例)

第9条の2の3 事業協同組合及び事業協同小組合は、その所有する施設を用いて行つている事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、主務省令で定めるところにより、第9条の2第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて行政庁の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が100分の200を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。

標準処理期間 30日

備考



| 処分の概要 | 共済規程、共済規程の変更及び廃止の認可                                     |
|-------|---|
|       | 中小企業等協同組合法 第9条の6の2第1項及び第4項(法第9条の9第5項におい<br>て準用する場合を含む。) |
| 法令番号  | 昭和24年法律第181号  |

### 【基準】

法第9条の6の2第1項及び第4項の規定による。

(共済規程)

- 第9条の6の2 事業協同組合及び事業協同小組合が、共済事業(第9条の7の二第1項の認可を受けて同項に規定する火災共済事業を行う事業協同組合にあつては、当該火災共済事業を除く。次項において同じ。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。
- 4 共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**標準処理期間** 30日

| <b>設定年月日</b> | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |  |
|--------------|---------|---|---|---|--|
|--------------|---------|---|---|---|--|



| 処分の概要         | 他の事業の実施の承認              |
|---------------|-------------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小企業等協同組合法 第9条の9第4項ただし書 |
| 法令番号          | 昭和24年法律第181号            |

# 【基準】

法第9条の9第4項ただし書の規定による。

(協同組合連合会)

# 第9条の9

4 第1項第5号の規定により共済事業を行う協同組合連合会(同項第3号の事業を行う協同組合連合会を除く。)であつてその会員たる組合の組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済又は再共済責任の再共済の事業を行うもの(以下「特定共済組合連合会」という。)は、同項の規定にかかわらず、共済事業及び同項第2号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに次項において準用する第9条の2第6項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

標準処理期間 30日

備考



ID: 3027

担当部署: 農林商工部 商工観光課

| 処分の概要      | 設立の認可                |
|------------|----------------------|
| 法 令 名根 拠条項 | 中小企業等協同組合法 第27条の2第1項 |
| 法令番号       | 昭和24年法律第181号         |

# 【基準】

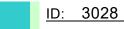
法第27条の2第1項の規定による。

(設立の認可)

第27条の2 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所 その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、行政庁に提出して、 設立の認可を受けなければならない。

標準処理期間 30日

備考



| 処分の概要   | 総会の招集の承認   |
|---------|--|
| 法令名根拠条項 | 中小企業等協同組合法 第48条(第42条第8項及び第69条において準用する場合<br>を含む。) |
| 法令番号    | 昭和24年法律第181号                                     |

# 【基準】

法第48条の規定による。

第48条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、組合員が総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たときも同様である。

標準処理期間 30日

備考



| 処分の概要         | 定款の変更の認可           |
|---------------|--------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小企業等協同組合法 第51条第2項 |
| 法令番号          | 昭和24年法律第181号       |

# 【基準】

法第51条第2項の規定による。

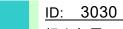
(総会の議決事項)

### 第51条

2 定款の変更(信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、 その効力を生じない。

標準処理期間

30日



| 処分の概要 | 総代会の招集の承認   |
|-------|---|
|       | 中小企業等協同組合法 第55条第6項において準用する第48条(第42条第8項に<br>おいて準用する場合を含む。) |
| 法令番号  | 昭和24年法律第181号  |

# 【基準】

法第48条の規定による。

第48条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、組合員が総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たときも同様である。

標準処理期間 30日

備考

| 処分の概要         | 余裕金の運用の認可             |
|---------------|-----------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小企業等協同組合法 第57条の5ただし書 |
| 法令番号          | 昭和24年法律第181号          |

### 【基準】

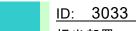
法第57条の5ただし書の規定による。

(余裕金運用の制限)

- 第57条の5 共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合(信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。)であつて組合員(協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第35条第6項の政令で定める基準を超えるものは、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。
  - (1) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用 協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若し くは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの 預金、貯金又は金銭信託
  - (2) 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

| 標準処理期間 | 30日 |
|--------|-----|
| /++ +z |     |

| 設定年月日 | 令和4年4月30日 | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |  |
|-------|-----------|---------|---|---|---|--|
|-------|-----------|---------|---|---|---|--|



| 処分の概要         | 解散の決議の認可           |
|---------------|--------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小企業等協同組合法 第62条第4項 |
| 法令番号          | 昭和24年法律第181号       |

# 【基準】

法第62条第4項の規定による。

(解散の事由)

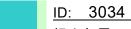
# 第62条

4 責任共済等の事業を行う組合又は火災等共済組合若しくは火災等共済組合連合会若しく は第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受け なければ、その効力を生じない。

標準処理期間

30日

| <b>設 定 年 月 日</b> | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |
|------------------|---------|---|---|---|
|------------------|---------|---|---|---|



| 処分の概要         | 合併の認可              |
|---------------|--------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小企業等協同組合法 第66条第1項 |
| 法令番号          | 昭和24年法律第181号       |

# 【基準】

法第66条第1項の規定による。

(合併の認可)

第66条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

標準処理期間 30日

備考



ID: 3037

# 担当部署: 農林商工部 商工観光課

| 処分の概要         | 説明書類の縦覧の開始の延期の承認     |
|---------------|----------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 中小企業等協同組合法施行規則 第169条 |
| 法令番号          | 平成20年府省庁令第1号         |

# 【基準】

法第169条第2項の規定による。

#### 第169条

2 共済事業を行う組合は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

標準処理期間

30日

| 設定年月日 | 令和4年4月30日 | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |  |
|-------|-----------|---------|---|---|---|--|
|-------|-----------|---------|---|---|---|--|

| 処分の概要         | 従業員の数の設定及び資本金額及び払込済出資総額の設定の許可 |  |
|---------------|-------------------------------|--|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 商工会議所法 第7条第2項第1号              |  |
| 法令番号          | 昭和28年法律第143号                  |  |

### 【基準】

法第7条の規定による。

(定義)

- 第7条 この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、 店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、 取引所、会社及び相互会社をいう。
- 2 この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第26条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日(以下この項において「基準日」という。)まで6月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場(以下この条において「営業所等」という。)を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以上(その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上)である者
  - (2) 基準日における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上(その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、300万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上)である者

標準処理期間 30日

備考



| 処分の概要   | 負担金の賦課の許可      |
|---------|----------------|
| 法令名根拠条項 | 商工会議所法 第12条第1項 |
| 法令番号    | 昭和28年法律第143号   |

# 【基準】

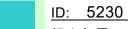
法第12条の規定による。

(負担金)

- 第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。
- 2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

**標準処理期間** 30日

| 設定年月日 | 令和4年4月30日 | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |  |
|-------|-----------|---------|---|---|---|--|
|-------|-----------|---------|---|---|---|--|



| 処分の概要      | 組合設立の認可          |
|------------|------------------|
| 法 令 名根 拠条項 | 商店街振興組合法 第36条第1項 |
| 法令番号       | 昭和37年法律第141号     |

### 【基準】

法第36条の規定による。

(設立の認可)

- 第36条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。
- 2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第6条及び第9条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。
- 3 行政庁は、第1項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

| 標準処理期間 | 30日 |
|--------|-----|
| 備考     |     |
|        |     |
|        |     |

| <b>設 定 年 月 日</b> | <b>最終変更年月日</b> 年 月 日 |
|------------------|----------------------|
|------------------|----------------------|



| 処分の概要         | 総会招集の承認       |
|---------------|---------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 商店街振興組合法 第59条 |
| 法令番号          | 昭和37年法律第141号  |

# 【基準】

法第59条の規定による。

第59条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。

標準処理期間 30日

備考

| 処分の概要      | 定款の変更の認可         |
|------------|------------------|
| 法 令 名根 拠条項 | 商店街振興組合法 第62条第2項 |
| 法令番号       | 昭和37年法律第141号     |

# 【基準】

法第62条の規定による。

(総会の議決事項)

第62条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- (4) 経費の賦課及び徴収の方法
- (5) その他定款で定める事項
- 2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 4 第1項第2号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に 係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しない ものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範 囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなけ ればならない。

| 標準処理期間 | 30日 |
|--------|-----|
|--------|-----|

| 設定年月日 | 令和4年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |  |
|-------|----------|---------|---|---|---|--|
|-------|----------|---------|---|---|---|--|

| 処分の概要         | 余裕金運用の認可            |
|---------------|---------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 商店街振興組合法 第67条の2ただし書 |
| 法令番号          | 昭和37年法律第141号        |

### 【基準】

法第67条の2の規定による。

(余裕金運用の制限)

- 第67条の2 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第44条第5項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。
  - (1) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用 協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若し くは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの 預金、貯金又は金銭信託
  - (2) 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得

| 標準処理期間 | 30日 |
|--------|-----|
| 備考     |     |

| 処分の概要         | 合併の認可            |
|---------------|------------------|
| 法 令 名 根 拠 条 項 | 商店街振興組合法 第73条第3項 |
| 法令番号          | 昭和37年法律第141号     |

# 【基準】

法第73条の規定による。

(合併の手続)

第73条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

- 2 組合の合併については、第66条並びに第67条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

| 標準処 | <b>L理期間</b> | 30日 |  |  |  |
|-----|-------------|-----|--|--|--|
| 備考  |             |     |  |  |  |
| l   |             |     |  |  |  |
|     |             |     |  |  |  |

| <b>設 定 年 月 日</b> | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |  |
|------------------|---------|---|---|---|--|
|------------------|---------|---|---|---|--|